住宅あんしん共済 DATA集

水害情報

水害への備えが万全かどうか、こんな項目をチェックしよう！

自宅の場所に、どんな水害リスクがあるかを認識しよう

❶お住いの市区町村が公表している「ハザードマップ」等の災害リスクに関する情報を確認してみましょう。

❷災害時にはどこに避難すればいいのかも確認して、ご家族で話し合ってみましょう。

ハザードマップポータルサイト

https://disaportal.gsi.go.jp/

多様な災害リスク情報を簡便に入手できます。

国土交通省
ハザードマップポータルサイト

スマホのホーム画面に
登録しておこう!

浸水ナビ［地域別浸水シミュレーション検索システム］

https://suiboumap.gsi.go.jp/

浸水ナビ
知りたい場所の浸水リスクがわかる

浸水リスク情報をより詳しく、より簡単に入手できます。

①想定破堤点を知る

●自宅や事業所などが浸水するおそれがあるかが分かります。

■河川から選択
特定の河川を選択すると、当該河川の所定の区間のすべての想定破堤点を表示します。

■地点から選択
特定の地点・住所・地名を指定すると、当該地点に影響を与える想定破堤点を表示します。スマートフォンの位置情報から現在地を指定し、表示することもできます。

②浸水想定を知る

●氾濫が生じた場合の浸水範囲や浸水深の変化が分かります。

想定破堤点を選択することで、氾濫した場合の浸水の広がりを地図上に示すほか、任意の指定地点の浸水深の時間変化をグラフで表示します。

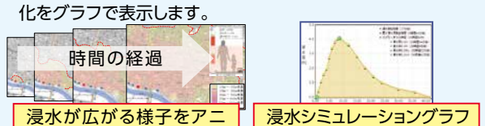

●CGアニメーションでどの程度の浸水深であるかが分かります。

スケールの異なった背景（5種類の凡例）を切り替えることで、指定した箇所（赤いピンの位置）の浸水深の変化をCGアニメーションにより視覚的に分かりやすく表示できます。

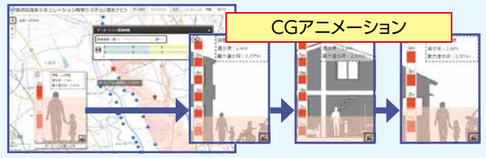

●浸水到達時間や浸水継続時間が分かります。

選択した想定破堤点から氾濫が生じた場合に想定される浸水範囲において、浸水到達時間や浸水継続時間を地図上に色を分けて表示します。

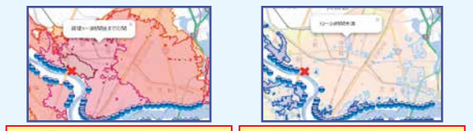

※その他「河川の水位情報（川の防災情報）」や「地形と浸水との関係（3D表示）」も分かります。

お問い合わせ先　UAゼンセン 共済事業局　UAゼンセン 福祉共済互助会

TEL 03-3288-3559 住宅あんしん共済直通
TEL 03-3288-3533 共済事業局
FAX 03-3288-3708 共済直通

左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL uazensenkyosai.jp
E-mail kyosai@uazensen.jp
〒102-8273　東京都千代田区九段南4-8-16
受付時間：平日10:00～16:00

UAゼンセン加盟組合の皆さまへ

2022年募集版
2021年9月作成

—手頃な掛金、大きな保障—

住宅あんしん共済

団体共済

火災・風水雪凍害・浸水・地震などから組合員の皆さまの暮らしをお守りします！

●過去7年間で100団体を超える組合が**新規団体加入！**

■加入組合の推移

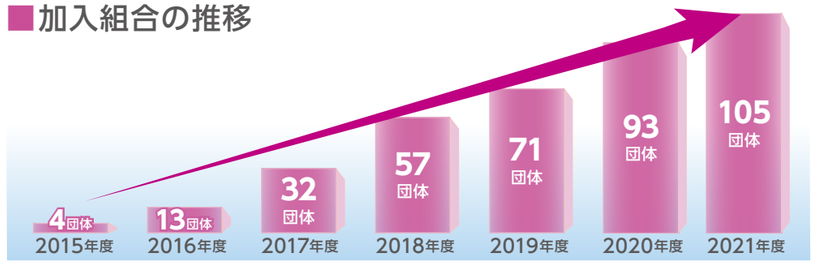

●組合員の福利厚生として**住宅災害の上乗せ保障を！**

ZENSEN

住宅あんしん共済は、火災はもちろん、風水雪凍害・浸水・地震などの自然災害リスクにも備えられる共済です。
「基本部分」と「自然災害特約部分」により、組合員の皆さまの「住宅」を保障します。

共済金の支払金額が大きい火災

万全に備えるには、
建物の評価が
新価（再調達価額）なのか時価なのかにも
注意する必要があります。

支払件数が多い風水雪凍害・浸水

特に、近年増加傾向にある
台風や大雨による水害被害は
他人事ではありません。

忘れてはいけない地震

地震や火災はいつ起こるかわからず
一旦起こるとその被害は甚大です。

このように、住まいを守るためには**「幅広い備え」が大切**となるのです。 ぜひ、**住宅あんしん共済で、十分な住宅保障をご準備ください。**

多くの組合のお役に立っている団体共済

2011年以降、
5,222件、約2億7,765万円
の給付実績があります！

■団体請求件数をよび金額

年度	件数	団体請求金額
2021	194件	15,047,176円
2020	411件	36,508,359円
2019	856件	46,812,826円
2018	202件	9,650,271円
2017	536件	15,897,561円
2016	223件	11,693,349円
2015	195件	11,216,283円
2014	298件	18,898,059円
2013	203件	18,153,372円
2012	1,491件	70,545,854円
2011	613件	23,235,000円
合計	5,222件	277,658,110円

組合の災害見舞金規程の裏付け（財源確保）として、
近年増加している自然災害に対して、団体制度で下支えできます！

団体共済はどんな保障内容なの？

団体共済の保障内容 ～もしものときの共済金・見舞金はどのくらい？～

●被害の程度に応じて、基本部分の共済金が給付されます。（6口まで加入可能）

基本部分 ＝ 給付される共済金・見舞金

■ 1口あたりの共済金・見舞金

基本部分				
給付の種類		被害の程度	給付額	種別
火災		全焼壊	100万円	共済金
		半焼壊	50万円	共済金
		小焼壊	10万円	共済金
		見　舞	5万円限度	見舞金
風水雪凍害	損壊	全　壊	15万円	共済金
		大規模半壊	10万円	共済金
		半　壊	7.5万円	共済金
		小　壊	5万円	共済金
		見　舞	1万円限度	見舞金
浸水	床上浸水		7.5万円	共済金
	床下浸水		1万円	見舞金

基本部分				
給付の種類		被害の程度	給付額	種別
地震	損壊	全　壊	5万円	見舞金
		大規模半壊	3.5万円	見舞金
		半　壊	2.5万円	見舞金
		小　壊	1.5万円	見舞金
		見　舞	1万円限度	見舞金
	火災	全　焼	20万円	共済金
		半　焼	10万円	共済金
		小　焼	5万円	共済金
		見　舞	1万円限度	見舞金
その他の住宅災害見舞金			1万円限度	見舞金
生命共済給付金			2万円	—

団体加入を通して、組合員個人の住宅保障の必要性を考えるきっかけとしてください。

団体加入（1口～6口） ＋ **個人加入**（1口～50口） ＝ **必要な住宅保障を確保**

一手頃な掛金、大きな保障一
住宅あんしん共済

火災や自然災害から組合員の皆さまの暮らしを守ります。

住宅あんしん共済 7の特長

特長 1 **団体制度** として災害見舞金の財源を確保

●組合の福利厚生の一環として団体共済を採用することで、組合員の建物等の災害見舞金の財源確保につながります。

しかも掛金の10%～20%を **宣伝活動費** として還元

●宣伝活動費は組合（支所・都道府県支部）運営にお役立てください。

特長 2 加入手続きが **簡単**

●加入日の人数と団体加入者名簿のみでスタートできます。
●詳細は、共済事業局 住宅あんしん共済までお問い合わせください。

特長 3 100%自家運営により **手頃な掛金で大きな保障** を実現

●UAゼンセンは「自家共済」なので、民間の火災保険のように収益を上げる必要がありません。
●組合活動で募集するので募集コストや広告宣伝費がかからず掛金が割安です。

特長 4 掛金は **全国一律** なので安心

●住宅あんしん共済は、UAゼンセンを中心とした「加入者同士の助け合い」の制度です。
●「相互扶助」の精神を基本としているので、民間の火災保険のように地域による掛金の差をつける必要がありません。

特長 5 自然災害被害への **見舞金が充実**

●台風でも地震でも、1口1万円の見舞金が給付されます。※実損の場合

特長 6 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い

●民間の火災保険には、死亡見舞金がないのに対して、住宅あんしん共済は、1口2万円（団体最高12万円）の生命共済給付金があります。

特長 7 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

●UAゼンセンは、安心の提供と保障の充実に努めています。

保障（給付）内容早見表

※1口単位で希望口数に加入することができます。

基本部分				加入口数による給付額						給付額の計算と確認事項	
給付の種類	被害の程度		給付額／1口	1口	2口	3口	4口	5口	6口		
❶火災・航空機の墜落・車両突入・爆発・落雷など	全焼壊		100万円	100	200	300	400	500	600	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	半焼壊		50万円	50	100	150	200	250	300		
	小焼壊		10万円	10	20	30	40	50	60		
	見舞		5万円限度	5	10	15	20	25	30	見舞金	罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）。
❷風水雪凍害	全壊		15万円	15	30	45	60	75	90	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	大規模半壊		10万円	10	20	30	40	50	60		
	半壊		7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45		
	小壊		5万円	5	10	15	20	25	30		
	見舞		1万円限度	1	2	3	4	5	6	見舞金	罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合もあります。（詳細はP8を参照）
❸浸水	1 床上浸水		7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	2 床下浸水		1万円	1	2	3	4	5	6	見舞金	罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）。
❹地震災害	1 損壊	全壊	5万円	5	10	15	20	25	30	見舞金	罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）。 ＊ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合もあります。（詳細はP9を参照）
		大規模半壊	3.5万円	3.5	7	10.5	14	17.5	21		
		半壊	2.5万円	2.5	5	7.5	10	12.5	15		
		小壊	1.5万円	1.5	3	4.5	6	7.5	9		
		見舞*	1万円限度	1	2	3	4	5	6		
	2 火災	全焼	20万円	20	40	60	80	100	120	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		半焼	10万円	10	20	30	40	50	60		
		小焼	5万円	5	10	15	20	25	30		
		見舞	1万円限度	1	2	3	4	5	6	見舞金	罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）。
❺その他の住宅災害見舞金			1万円限度	1	2	3	4	5	6	見舞金	
❻生命共済給付金			2万円	2	4	6	8	10	12		

注意事項
- ●「❶、❷、❹」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。（全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します）
- ●天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

年額掛金

加入口数	基本部分								
	年額掛金	火災・住宅災害保障							
		火災（全焼壊）	風水雪凍害（全壊）	浸水		地震		その他の住宅災害	生命共済
				床上	床下	損壊（全壊）	火災（全焼）		
口	円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1	500	100	15	7.5	1	5	20	1	2
2	1,000	200	30	15.0	2	10	40	2	4
3	1,500	300	45	22.5	3	15	60	3	6
4	2,000	400	60	30.0	4	20	80	4	8
5	2,500	500	75	37.5	5	25	100	5	10
6	3,000	600	90	45.0	6	30	120	6	12

ご加入の流れ

STEP1 加入資格と対象建物

1 加入資格　UAゼンセンに加盟している組合（支部）単位で、組合一括で加入できます。

2 対象となる建物

①	住宅 （自家※1・借家）		組合員本人が国内において主たる生活をしている（組合に登録している）住宅（自家※1・借家）1箇所 ※1 名義は問いません
②	海外住宅		国内に「加入できる住宅」がない場合の海外住宅1箇所

- 通常の場合は、①の１箇所が給付の対象となります。
- 海外赴任者（家族※2帯同・独身者）については、②の場合に海外住宅１箇所が給付の対象となります。

※2 家族とは配偶者と子に限ります。

STEP2 基本部分　掛金の確認

掛金は住宅構造を問わず次のとおり一律です。1口～6口の範囲で全員同一口数で加入します。

区分	住宅の構造・種別は問わない
掛金（年額）	１口 500 円 / 人×加入口数×加入人数 ※団体最高 6 口加入なら 3,000 円 / 人
加入口数限度	１口～６口

例 年額3,000円の掛金で…

火災で全焼のとき

600万円のお支払い

また、組合の福利厚生制度として団体共済にご加入いただくと、次のとおり、宣伝活動費(注)が支払われます。

（注）実際の支払いは、掛金総額との相殺となります。

区分	宣伝活動費
組合支所設置組合	掛金の20%
都道府県支部扱いの組合	都道府県支部へ 掛金の10%
	組合へ 掛金の10%

ワンポイント 組合支所をまだ設置されていない組合の皆さまへ

条件に当てはまる組合は運営委員会に申請してみましょう。
宣伝活動費が20%支払われますので、組合運営に大きく寄与します。

- 組合支所設置基準は次のとおりとなります。

組合支所設置基準
①組合に専従担当者を置くこと。
②事務処理体制が備わっていること。
③住宅あんしん共済の加入口数が原則3,000口※以上あること。

※団体および個人の加入口数の合計

●団体規模別の予算（掛金総額）の目安

単位：万円 / 年

組合員数 ＼ 加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
100名	5	10	15	20	25	30
300名	15	30	45	60	75	90
500名	25	50	75	100	125	150
1,000名	50	100	150	200	250	300
1,500名	75	150	225	300	375	450
2,000名	100	200	300	400	500	600
3,000名	150	300	450	600	750	900

※実際の掛金支払いに際しては、組合支所設置組合は上記掛金の20%、都道府県支部扱いの組合は上記掛金の10%が宣伝活動費として支払われ、掛金と相殺されます。

STEP3 保障額の決定

団体共済を組合の福利厚生制度の一環として採用いただくことで、住宅災害見舞金等の財源確保にお役立てください。
なお、UAゼンセン住宅あんしん共済では、各組合に合わせた保障内容の設計、掛金の算出、チラシの作成等をお手伝いしていますので、お気軽にご相談ください。

保障額決定に当たっての留意点

留意点	●焼損壊区分の判断基準の明確化 ●想定以上に給付が生じた場合の財源確保 ●焼損壊区分に応じた給付の一部補てん対応

STEP4 お申し込み

巻末（P15）の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、団体加入者名簿を添えて都道府県支部、組合支所を通じてお申し込みください。

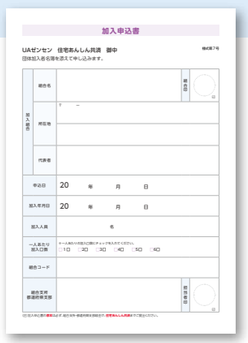

支払対象事由と給付の認定基準

1 基本部分

1 火災などのとき（火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害）

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 住宅火災（地震のときの火災を除く）が基本対象です。隣家からの類焼による被害も含みます。（罹災証明書の原本の提出が必要です）
- 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。（事故証明の提出が必要です）
- 次の場合は見舞金の対象となります。
  - ①外因により（道路工事等）突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。
  - ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害（加入者が加害者の場合は対象外）
  - ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石等による災害
  - ④空き巣等第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害（警察署の証明書提出）
  - ⑤住宅の一部とみなす設備、機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備）が焼壊失した場合や、風呂の空焚き（釜・浴槽部分）。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率（P11「使用年数減額率表」を参照）を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。（線香、タバコの火による焼損は対象外）
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 見舞は罹災部分修理費用実額※の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

2 風水雪凍害（台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害）

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。（罹災証明書の原本を提出してください。自治体の事情により取得できない時は新聞記事等でも可）
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害（窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害）や老朽化による雨漏りは含みません。
- 住宅の一部とみなす設備、機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備）が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率（P11「使用年数減額率表」を参照）を適用します。
- 見舞は罹災部分修理費用実額※の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で次の金額を給付する場合があります。
  - ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき5万円限度
  - ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき3万円限度
  - ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度。なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
- テレビアンテナ（パラボラを含む）の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。（業務用、趣味の無線アンテナおよび関連する設備は対象外）

3-1 床上浸水被害 ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。（罹災証明書の原本を必ず提出してください）
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。（川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります）
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

3-2 床下浸水被害 ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。（川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります）
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。
  業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。
  その他、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。
- 罹災部分修理費用実額※の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

4-1 地震による損壊被害

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。（罹災証明書の原本を必ず提出してください）
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。（老朽化による損壊やヒビ割れは含みません）
- 住宅の一部とみなす設備、機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備）が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率（P11「使用年数減額率表」を参照）を適用します。
- テレビアンテナ（パラボラを含む）の被害は、個人加入と団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。ただし、支払った費用の範囲内とし、業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外です。
- 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
- 見舞は罹災部分修理費用実額※の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で次の金額を給付する場合があります。
  ①罹災部分修理費用実額150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度
  ②罹災部分修理費用実額150万円未満の場合、1口につき1万円限度
  なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。

4-2 地震のときの火災による被害

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。（罹災証明書の原本の提出が必要です）
- 見舞は罹災部分修理費用実額※の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

5 その他の住宅災害見舞金

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害について給付します。原則は、修理費用が対象です。買替えは、1点につき1万円限度。（携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります）
- 白アリによる住宅災害について給付します。罹災時点で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。
  住宅建物の補修工事費用に限ります。
  駆除や予防の経費は含みません。
  次回請求は、被害箇所の異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。

6 生命共済給付金

支払対象事由

認定基準および確認事項

- 加入者（シルバー加入者を除く）が満67歳以下で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

手続きについて もし、組合員が火災等の住宅災害の被害に遭われたら…？

①速やかに住宅あんしん共済までご報告ください。

②全焼壊、大規模半壊、半焼壊、小焼壊、床上浸水の被害を受けた場合

- 公的機関（消防署または警察署）の罹災証明書の原本、写真、見取り図（手書き可）を提出してください。

③見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合

- 速やかに復旧工事を行うと同時に、修理業者の見積書、請求明細書、領収書、写真（修理前・修理後）、見取り図（写真だけでは被害箇所の特定が困難な場合）、罹災証明書、災害被害を伝える新聞記事などを提出してください。
- 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、業者の見積書、請求書、領収書を提出してください。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬剤（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を提出してください。なお、いずれの場合も、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。
- なお見舞は、罹災部分修理費用実額※の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）での認定となります。

（ご注意）給付対象は火災や突発的なしかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害となります。住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象外となります。

ご加入にあたって

1 加入資格

UAゼンセンに加盟している組合（支部）単位で、組合一括(注)で加入します。
（注）組合員数の8割以上の加入が必要です。

2 加入対象

1.加入者が国内において主たる生活をしている（組合に登録している）住宅1箇所です。ただし、海外赴任者（家族帯同・独身者）について、国内に家族（配偶者と子に限る）を含め自宅（持ち家）がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。
2.同じ敷地内に母屋と離れなど家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
3.自家（持ち家）だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。（住宅構造は問いません。）
4.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合（以下、「組合」という）を通じてUAゼンセン共済事業局（以下、「共済事業局」という）までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

3 加入口数

住宅の構造・種別を問わず、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区 分	住宅の構造・種別は問わない
加入口数限度	**1口～6口**

（注）ただし、全員同一口数での加入が必要です。

4 掛金（年額）

住宅の構造・種別を問わず、次のとおりとなります。

区 分	住宅の構造・種別は問わない
掛 金	**1口500円×加入口数×加入人数**

［宣伝活動費の支払いについて］

団体共済加入組合には、次のとおり、宣伝活動費が支払われます。（実際は、掛金総額との相殺となります。）

区分	宣伝活動費
組合支所設置組合	**掛金の20%**
上記以外の組合	**都道府県支部へ掛金の10%**
	組合へ掛金の10%

5 加入手続きと保障期間（権利の取得期間）

1.新規加入の場合
①団体共済パンフレットの「団体加入申込書」に必要事項を記入し、通し番号と加入対象住所を記入した加入者名簿と掛金を添えて、都道府県支部を通じて申し込みます。（同一世帯の組合員でも各々加入できます。）
②保障期間（権利の取得期間）
申込書の加入日(注1)の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。
（注1）都道府県支部・組合支所に掛金を納入した日もしくは指定日（指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。）

2.追加加入
①新規加入（更新）後、新たに組合員になった方については、各組合（支部）の加入日に合わせて、毎月1回一括して追加加入することができます。追加加入する組合（支部）は、追加番号と加入対象住所を記入した加入者名簿と掛金(注2)を添えて、都道府県支部・組合支所を通じて申し込みます。
（注2）組合（支部）の権利喪失日までの残余月数を計算して納入します。
②追加加入者の権利は、組合（支部）の権利喪失日と同時に喪失します。また、追加加入者の給付は、残余期間を保障します。
3.期限切れ（更新）の場合
①期限切れ日の4カ月前までに、都道府県支部・組合支所を通じて組合へ「期限切れ一覧表（以下、「一覧表」という）」を送付いたしますので、期限切れ日までに、通し番号と加入対象住所を記入した加入者名簿(注3)と掛金を添えて、都道府県支部を通じて申し込みます。
（注3）加入者名簿は、前年度と変更なく継続する場合でも、毎年必ず提出します。
②保障期間（権利の取得期間）
規定によって掛金を納入した場合は、毎年権利喪失日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

6 各種変更手続き

1.異動変更手続き
次の異動・内容に変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に都道府県支部・組合支所を通じて、共済事業局に提出してください。
①加入証書の内容に、異動変更があったとき。
②加入者の住所、氏名に変更があったとき。
③加入者が退職した場合、新組合員と加入者変更を行うことができ、各組合（支部）の加入日に合わせて、毎月1回一括して行います。
2.口数変更の手続き
加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、各組合（支部）の加入日に合わせて、期限切れ日までの残余月数が1カ月以上あれば増口できます。

7 「加入証書」と「加入者のしおり」

加入組合（支部）に対しては、加入の証として、都道府県支部・組合支所を通じて、「団体加入証書」と「加入者のしおり」を送付いたします。記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

8 中途解約

住宅あんしん共済を解約する場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、都道府県支部を通じて、共済事業局に提出してください。
1.加入者が国外に住居を異動した場合は直ちに解約しなければなりません。
（※）ただし、団体加入組合の海外赴任者（家族帯同・独身者）について、国内に家族を含め自宅（持家）がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。
2.加入者が海外赴任により住居を海外に異動した場合でも、組合の届出により解約しない場合は、生命共済に限り権利を保障します。
3.加入者が国内外に単身赴任で家族と離れて生活する場合、加入者の二親等以内の親族が貸借関係なく引き続き生活する場合に限り継続できます。

9 給付の請求

1.給付請求における注意点
①給付対象は、火災や突発的なしかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
②住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
③一災害につき一回の給付請求となります。
④給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
⑤見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
⑥敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
⑦被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。
A）火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	**70%以上**
半焼	**30%～70%未満**
小焼	**10%～30%未満**
見舞	**10%未満**

B）自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	**70%以上**
大規模半壊	**50%～70%未満**
半壊	**20%～50%未満**
小壊	**10%～20%未満**
見舞	**10%未満**

⑧公的機関の証明書（消防署または警察署の罹災証明書）は原本を提出します。
2.全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求
①基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
②被害の程度（焼壊割合）が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
③公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
④罹災証明書、写真、見取り図（手書き可）などを添付します。
3.見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求
①家財は対象外となります。
②被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額※の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。
■使用年数減額率表

使用年数	減額率
2年未満	**0%**
2年以上～4年未満	**10%**
4年以上～6年未満	**20%**
6年以上～8年未満	**30%**
8年以上～10年未満	**40%**
10年以上	**50%**

この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図（写真より被害箇所の特定が判りやすい場合）、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明などを添付します。
※被害の種類により添付書類は多少異なります。
③波板屋根（プラスチック仕様、ポリカーボネイトを含む）、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額※の50%が見舞金となります。
簡易な建物（間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等）は対象になりません。
④床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、

床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事なども必要となります。

⑤被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率（P11「使用年数減額率表」を参照）を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

（※）「罹災部分修理費用実額（認定類）」の考え方
〈定義〉
A）罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
B）実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。
〈注意点〉
A）現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。
B）建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。
C）あくまでも被害を受けた箇所のみの修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。
D）ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。
E）過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

4.給付の請求方法
①火災等の災害が発生した場合は、速やか（3カ月以内）に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局へ報告をお願いします。
②「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5.給付請求と給付金送付の流れ

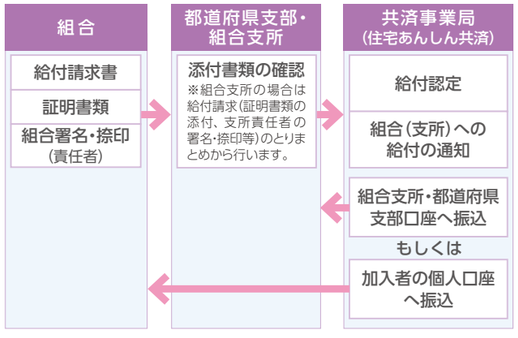

（注1）給付は組合（支所・都道府県支部）口座へ直接振込むことにより行います。
（注2）給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合（支所・都道府県支部）にご案内します。

⑩給付金をお支払いできない場合

1.次のような場合には、給付金はお支払いできません。
①申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき。
②給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき。
③給付の請求書および関係書類に、不備があったとき。
④本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき。
⑤加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき。
⑥火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。
（注1）上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。
（注2）給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

2.天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済、組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。

毎年のように襲う豪雨水害!!
～できる範囲で“水害対策”を～

過去の水害　平成30年～令和2年に発生した主な水害の概要

令和2年7月　令和2年7月豪雨（熊本豪雨）

- 7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となった。
- 同期間の総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000mmを超えたところがあり、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。
- 国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生。全国で約13,000haが浸水、多数の道路や鉄道が被災した。
- 今回の豪雨により、死者・行方不明86名、住家被害約16,600棟など極めて甚大な被害となった。
- 住宅や道路等のインフラへの被害に伴い、多数の避難者や集落の孤立が発生した。

令和元年10月　令和元年東日本台風（台風第19号）

- 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 東京都江戸川臨海では観測史上１位の値を超える最大瞬間風速43.8mを観測するなど、関東地方の7ヶ所で最大瞬間風速40mを超える暴風となった。
- 死者99名、行方不明3名、家屋の全壊3,081棟、半壊24,998棟、床上浸水12,817棟、床下浸水24,472棟となった。（消防庁12/1215:00現在）
- 全国142箇所（うち国管理河川は、6水系7河川14箇所。都道府県管理は、20水系67河川128箇所）で堤防が決壊するなど、甚大な被害（約35,000haが浸水）が発生した。

平成30年7月　平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

- 6月29日に発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬近海で進路を北東に変えた後、7月4日に日本海で熱帯低気圧に変わった。その後、8日にかけて西日本に梅雨前線が停滞し、非常に暖かく湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状態が続いた。
- このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総降水量が四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mm、九州北部地方で900mm、近畿地方で600mm、中国地方で500mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量が平年値の4倍となる大雨となったところがあった。
- 特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新し、24時間降水量は77地点、48時間降水量は125地点、72時間降水量は123地点で観測史上1位を更新した。
- これにより、死者237名、行方不明8名、家屋の全半壊18,010棟、住家の浸水28,469棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

出典:国土交通省「水害レポート（https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/suigai_report/index.html）」に基づきUAゼンセン作成

加入者名簿の提出について

●団体共済の加入にあたっては、加入申込書に団体加入者名簿を添えてお申し込みください。

●団体加入者名簿は、下図のような内容であれば、組合が作成した名簿でも結構です。

団体加入者名簿

20　年　月　日　　　NO.

組合名	
所在地	

※「番号」の欄には1から連番で、ご記入ください。

番号	氏名	住所

備考

(注)上記加入者名簿に代えて、組合で作成した名簿をご提出いただいても結構です。

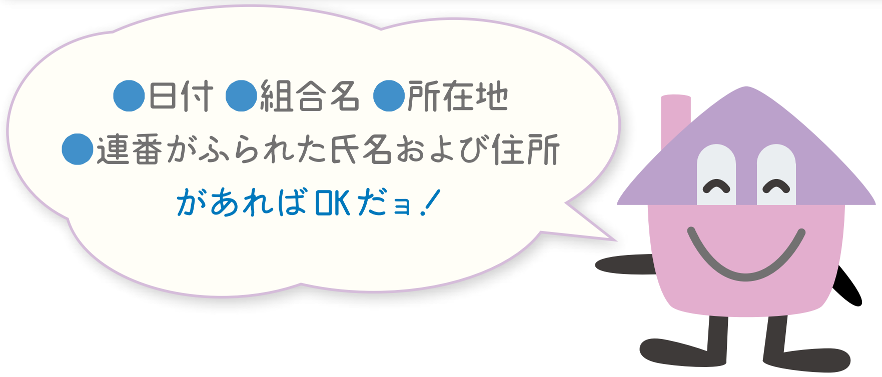

キリトリ

加入申込書

様式第７号

UAゼンセン　住宅あんしん共済　御中

団体加入者名簿を添えて申し込みます。

加入組合	組合名		組合印　印
	所在地	〒　　－	
	代表者		
申込日		20　年　月　日	
加入年月日		20　年　月　日	
加入人員		名	
一人あたり加入口数		※一人あたりの加入口数にチェックを入れてください。 □1口　□2口　□3口　□4口　□5口　□6口	
組合コード			
組合支所 都道府県支部			担当者印　印

(注)加入申込書の**原本**は必ず、組合支所・都道府県支部経由で、**住宅あんしん共済**までご提出ください。